

東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ運営委員会内規

平成21年 12月 8日 制定
平成23年 1月 31日 改訂
平成26年 5月 13日 改訂
平成27年 2月 9日 改訂
機 構 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ内規（以下、「TR機構内規」という。）第5条第2項の規定に基づき、東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ運営委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、TR機構内規第2条に定める目的を達成するため、東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ（以下、「TR機構」という。）の管理運営に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
2 委員会は、幹事会を設置し、TR機構の管理運営に関する実務を行わせることができる。
3 幹事会に関し必要な事項は別に定める。

(委員長)

第4条 委員長は、東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ機構長（以下、「機構長」という。）をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者にセンター長が委嘱する。
(1) 別表に掲げる部局の教員 若干名
(2) その他機構長が必要と認めた東京大学教職員

(任期)

第6条 前条各号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

1. この内規は、平成21年12月8日から施行する。

2. この内規の施行によって委嘱された最初の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成23年6月30日までとする附則

この内規は、平成23年1月31日から施行する。

附則

この内規は、平成26年5月13日から施行する。

附則

この内規は、平成27年2月9日から施行する。

別表（第5条関係）

医学系研究科
工学系研究科
理学系研究科
農学生命科学研究科
薬学系研究科
新領域創成科学研究科
医科学研究所
生産技術研究所
分子細胞生物學研究所
先端科学技術研究センター
医学部附属病院
医科学研究所附属病院